

1984年1月の臨教審設置の決定に至る経緯の再検討

--第2次中曽根内閣発足当初の政治状況に着目して--

大島隆太郎 高木加奈絵

Why was the Ad Hoc Council on Education established?
:From the political situation around Prime Minister Nakasone in January 1984

Ryutaro OHSHIMA Kanae TAKAGI

In this paper, we reveal why they decided to establish the Ad Hoc Council on Education (AHCE), from the political situation at the beginning of the second Nakasone cabinet in January 1984. Owing to the defeat of the Liberal Democratic Party(LDP) in the general election in December 1983, Prime Minister Nakasone was demanded the cooperative Diet management with the opposition parties. Because of this background, he decided to establish AHCE based on the requests of the Democratic Socialist Party(DSP) and the Komeito, which was an official reason. It is likely that the need for consideration for the opposition made it easy to persuade the education *zoku* of the LDP, its critiques of Diet members with special influence in Educational policy, to accept the AHCE. And an important point of this paper we indicate is that centrist parties played a key role in making educational policy in multiparty age in the 1970s and 1980s in Japan.

目次

1. 課題の設定
2. 臨教審設置の前後の時代状況
3. 臨教審の設置にあたって、いつ、何が起きていたのか
 - 3-1. なぜ教育改革に着手しようとしたのか
 - 3-2. 中教審路線を模索した時期
 - 3-3. 教育臨調方式の浮上
 - 3-4. 教育臨調の表明
 - 3-5. 教育臨調方式へ
4. 結論と今後の課題

1. 課題の設定

本稿の目的は、どのようにして臨時教育審議会(以下、「臨教審」)の設置が決まったのかを、臨教審設置

にとって重要な時期である1984年1月の首相周辺の動向を中心とした第2次中曽根内閣発足当初の政治状況に焦点を当て、明らかにすることである。この分析を通じて、当時、総選挙での敗北から中曽根内閣は政権基盤が弱体化していて協調的な国会運営を迫られていたことが背景にあり、表向きは中道野党(民社党・公明党)の要請に応える形で臨教審の設置という選択を行ったことが明らかとなる。こうした野党への配慮の必要は、自民党文教族からの承諾を容易に取り付けられた一因になったと考えられる。これらの点で本研究には、臨教審の再評価を行うと同時に、1970年代から80年代にかけての多党化した時期の教育政策過程における中道野党の役割を明らかにしえる画期となる点で意義がある。

2001年の省庁再編以降の中央政府における教育政策形成過程の形式は理論的にも通説の再検討が始まる(池田2016)など非常に関心が高い。とりわけ2000年前後から、従来の教育政策決定枠組みと異なる形

式をとる、政治主導ないし総理主導の教育改革が目立って実施されるようになってきた点に関心を引く一因であると考えられる。こうした政治主導による教育改革の契機とされるのが臨教審であり、2000年に小渕内閣に設置された教育改革国民会議の範型になったと評されている(山岸2001、浪本2001)。

臨教審の設置は、1983年末の総選挙の時期から中曽根康弘首相(当時)が望んでおり、この構想が文部省、自民党文教族の対立を招くこととなったが、最終的には中教審の議論を踏まえることを条件に、海部、三塚、坂田らベテラン文教族議員の了承を得て、発足にこぎつけたと一般的には理解されている¹。しかし1983年末の総選挙は、ロッキード事件に関わる田中角栄元首相の第一審判決が出たことにより自民党が解散総選挙に追い込まれたものであり、その選挙結果も自民党公認候補では単独過半数に届かなかった選挙であった。この選挙結果を受けて中曽根元首相は新自由クラブ²と連立を組まざるを得なくなり、党内での中曽根元首相への求心力も低下せざるを得ないという状況があった。

このような中曽根政権を取り巻く事情のなかで、中曽根首相は教育改革を打出すことによって政権基盤の強化を狙ったといわれている³。しかし、党内での求心力が低下したので、自らの政権の安定化を図るために臨教審を打ち出したという説明はあまりにもシンプル過ぎるのではなかろうか。つまり、臨教審発足にあたっては、単に中曽根首相が自らの政権基盤の安定化のために自民党文教族を説得し、臨教審の構想を納得させたというだけではなく、何か他の要因が影響して文教族も中曽根首相の構想に同意せざるを得なかったと考えるのが自然ではないだろうか。中曽根首相が当初から教育臨調の構想を持っていたとしても、当時の状況を考え合わせれば、その構想をストレートに打ち出すことが可能だったとは到底考えられないのである。

それゆえ、臨教審設置がどのようにして決まったのかを、当該時期の諸アクター(特に民社党や公明党といった中道野党)に焦点を当てながら明らかにすることは、臨教審の性質を考える上で重要な意味を持っている。

臨教審については多くの先行研究や資料がある。

しかしその多くが、臨教審設置以前の経緯についてはなく、臨教審の議論そのものの過程を述べたものの⁴か、同時代的な評価を加えたもの⁵にとどまっている。

また、荒井英治郎による一連の文部官僚へのオーラルヒストリーのなかでも、臨教審が言及されており、貴重な記録として公開されている。しかし文部官僚への聞き取りであること、またそれぞれの官僚が関わった部分が断片的に語られているため、本稿の目的とする臨教審設置にあたっての政治過程は明らかではない。

大嶽秀夫による研究は、「自由主義的改革」の一例として臨教審を分析しており、その見取り図は本稿にとって多くの示唆を与えてくれる。しかし大嶽による研究は大きな見取り図を描いたものであるため、臨教審の設置に関する議論は登場しない。

こうした先行研究の状況の中で、大森和夫の論考と、高橋潤子の先行研究は示唆的である。大森(1987)によれば、中曽根首相は文部省や中教審に常に不信感を抱いており、「首相直属」の機関でなければ教育改革は成し得ないと「ぶち上げていた」(32頁)、しかし表向きは教育改革を中教審にゆだねるという言明を続けていたという(32頁)。そして1984年1月9日に、文相であった森喜朗を呼び、「首相の直属機関」による教育改革案の審議を強く求めたという(32頁)。なぜ中曽根首相は「首相直属の機関」を内々では「ぶち上げていた」にもかかわらず、一貫して「中教審で」と言い続けていたのか。そしてなぜ1月9日以降、突然中教審による教育改革の構想をやめ、首相直属の機関による教育改革へと舵を切ったのか。大森の論考はこの点についての考察が不十分である。

他方、高橋潤子⁶による先行研究は、臨教審の設置に際して「忠生中事件」と「横浜事件」のマスコミ報道が影響を及ぼしたと論じている。しかし、高橋自身も先行研究で引いている様に、中曽根は少なくとも1981年には教育大臨調の構想をメディアで述べており、1983年に起きたこれらの事件が臨教審設置の要因となっただけではいるのだろうか、決定的な影響を与えたとは言いきれないだろう。つまり臨教審設置にあたってのメディアによる少年非行へのクローズアップは、メディアの報道をうまく使って「教育改革」

の必要性を強調したとは言えるものの、臨教審設置に至る一連の政治判断を左右するほどのものとは考えにくいと限定的に解釈するのが妥当だろう。

そして、これをより深く掘り下げれば、次のようにも言える。高橋による研究は本稿にとって非常に示唆的だが、論理的に考えれば、教育改革のための機関は必ずしも臨教審である必要はなかったのではないか。すなわち、中教審による教育改革の路線がどのようにして選択肢から外れて行ったのか、その結果どのようにして臨教審設置にまで至ったのかが改めて問われる必要がある。

そこで本稿では、中曽根元首相が臨教審の構想をどのようにして決意し、臨教審設置にまでこぎつけたのかを、当時の新聞や臨教審を取材した記者が書いた書籍などから明らかにしていく。具体的には、①いつ臨教審を発足しようと決め、動き出したのか、②その要因は何か、を問うことが課題である。

本稿の構成は以下の通りである。第1節では、本稿の課題を述べた。第2節では、臨教審の構想が具体的に動く前後の時代状況、社会状況や中曽根政権に対する評価を概観する。第3節では、具体的に新聞記事などを用いて、臨教審設置の経緯を明らかにする。第4節では、本稿の知見をまとめると共に、今後の課題について述べる。

なお本稿では、1984年2月以降はすでに文部省などと法案の具体的な内容のすり合わせが始まっていること、野党の動向など分析を必要とするアクター数が増え、整理に紙幅を要することから、別途議論が必要と考え、自民党文教族の説得に注力した1984年1月までを分析の対象とする。

2. 臨教審設置の前後の時代状況

ここでは1984年8月に臨教審設置法が成立し、臨教審が動き始める前後の政治や社会状況、第二次中曽根内閣の国会での勢力や新聞による支持率、中曽根内閣に対する評価を概観する。それは、こうした中曽根内閣を取り巻く諸状況が臨教審の設置にあたる中曽根の選好に影響を与えた可能性が高いからである。

臨教審は、1983年12月18日に行われた第37回総

選挙後に成立した、第二次中曽根内閣で実現した首相直属の審議会である。この総選挙において、自民党は改選前の284議席から34議席減らし、250議席となった。この選挙における大敗の要因としては、同年10月12日にロッキード事件で、田中角栄元首相に懲役4年の判決が出されたことが挙げられる。

中曽根による回顧録によれば、解散の背景には次のような事情があった。

中曽根 国家行政組織法以下、総務庁設置法案、総理府設置法改正など六重大行革法案があった。また、田中辞職決議を棚に上げて、減税二法案⁷を衆院で強行採決したから野党が強く反発したんです。それで、田中派は解散をしろとやってきた。後藤田、二階堂君が深刻な顔をして、「解散してくれ」とやってきて国会は空転していました。(中曽根、1996年、475頁)

これは83年11月4日のことである。こうした後藤田、二階堂の申し出を受け、中曽根は同月5日、7日に二階堂氏と会談し、六重大行革法案を解散前の国会で通すことを承諾させる代わりに、衆議院の解散に応じる取引をし、11月28日に解散に踏み切ったという。

また、解散にあたって自民党が敗北することを読んでいた中曽根は、解散前にすでに新自由クラブとの間で連立協議を行っていたようである。

中曽根 (中略) それでやってみたら、案の定、負けました。しかし、負けることはわかっていたんです。以前、私の秘書をしていた依田実君が山口敏夫君の側近で、新自由クラブから代議士になっていました。山口君が書記長で、依田君が副書記長だった。それで、依田君を呼んで、「おい、解散すると、おれたちは負けるから連立をやろう。きみ、山口君に連立をすすめる」と。それで、依田君が山口君に連絡をとったら、「承知しました」と山口君が公邸にやってきました。これが解散の前。

それで、山口君と相談して、「このままでは、きみの方だって野垂れ死にすることになる。ここが潮時じゃないか。新自由クラブの中でも亀裂があ

るんだらう。どう、思い切って連立をやらないか」といったら、「やりましょう」と山口君はいいました。それで、政策協定をやることにしました。「約束は間違いないな」といったら、「間違いない。もし最後の段階になって、河野、田川が反対したら自分は三人ばかり引き連れて脱党する」と。依田君、そして、甘利明君、それからもう一人、小杉君かな。

それで、政策協定やそのほかの問題については田中幹事長と突き合わせてくれ、「あまり私と合うと目につくから」ということになって、解散選挙に持っていったんですね。そうしたら、はたせるかなやっぱり負けました。二五〇議席で、追加公認が八で二五八議席、それに新自由クラブを入れて、かろうじて二六六議席になった。(中曽根、1996年、477頁)

このように中曽根は選挙前から連立交渉を行っていたわけだが、この時の衆議院の総議席数は511であるから、追加公認がなかった場合、もしも中曽根が選挙前に連立の持ちかけをしていなければ、過半数である256議席にさえ届いていなかったことになる。そのため選挙前に新自由クラブに連立の申し入れをしていたことは、過半数を確保するという意味では重要な動きであった。

さらに、衆議院全体の勢力を見ると次のことが言える(表1)。第二次中曽根政権の発足時には、自民党と新自由クラブとの連立工作が成功したとはいえ、万が一参議院で法案を否決されてしまえば、衆議院での再可決することはできない議席数であった⁸。しかし、公明党・民社党の両党との合意が取り付けられれば、再可決も可能なほど衆議院の勢力は安定する。その意味で、重要政策の場合には、公明党、民社党との政策協議を中曽根は考慮する必要があったのだろう。反対に、これを公明党・民社党の側から評価すれば、この両党が政策の可否に対し一定の影響力を行使できる立場にあったと言える。詳しくは後述するが、どうやらこの点が、臨教審と関連してくるようである。

表1 第101国会(特別会)召集時点における衆議院の会派別勢力図

会派	議員数
自由民主党・新自由国民連合	267
日本社会党・護憲共同	113
公明・国民会議	59
民社党・国民連合	39
日本共産党・革新共同	27
社会民主連合	3
無所属	3

衆議院・参議院編(1990)『議会制度百年史 院内会派編衆議院の部』868頁より

ところで、中曽根政権期の内閣支持率は次のように推移していた(図2)。

1983年12月までの第1次内閣は40%前後で支持・不支持が拮抗しているが、1983年12月から1986年7月までの第2次内閣⁹は一貫して支持が優勢である。特に、1984年9月以降は支持率が50%を超える。だが、次の第38回総選挙¹⁰を経て発足する第3次内閣になると、支持率の急落・不支持率の急騰が起こり、一時は不支持率が60%に達したものの、1987年3月頃から復調し、読売調査では支持が優勢な形で退任となる。この結果をみると、臨教審が活動していた1984年8月～1987年8月のうち、その大部分は内閣支持率が不支持率よりも高かった時期に相当していることがわかる。

では、中曽根政権に対して国民が求めていたものは教育改革であったのだろうか。次に、朝日新聞による世論調査の結果をみる。まず、「政府に一番やってほしいこと」という質問である(図3)。これは、1982年12月、83年5月、83年12月、84年3月、86年12月の5回、単一回答式により行われた。

1984年1月の臨教審設置の決定に至る経緯の再検討

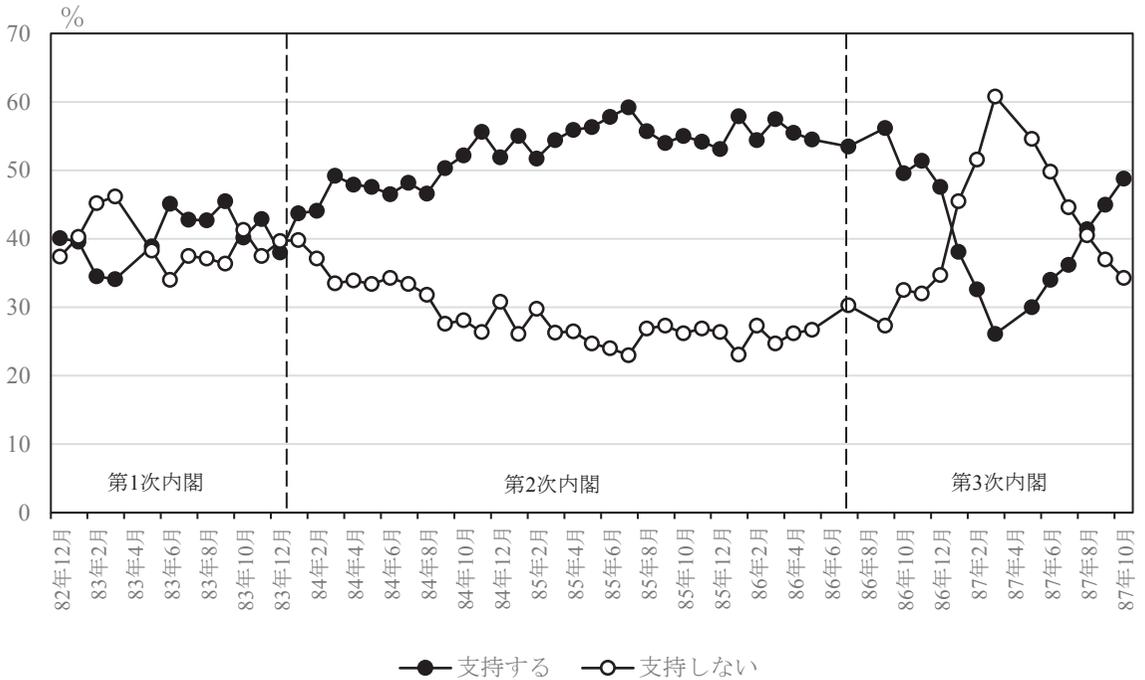


図2 中曽根内閣支持率 1982年12月～1987年10月 (読売新聞世論調査より作成)

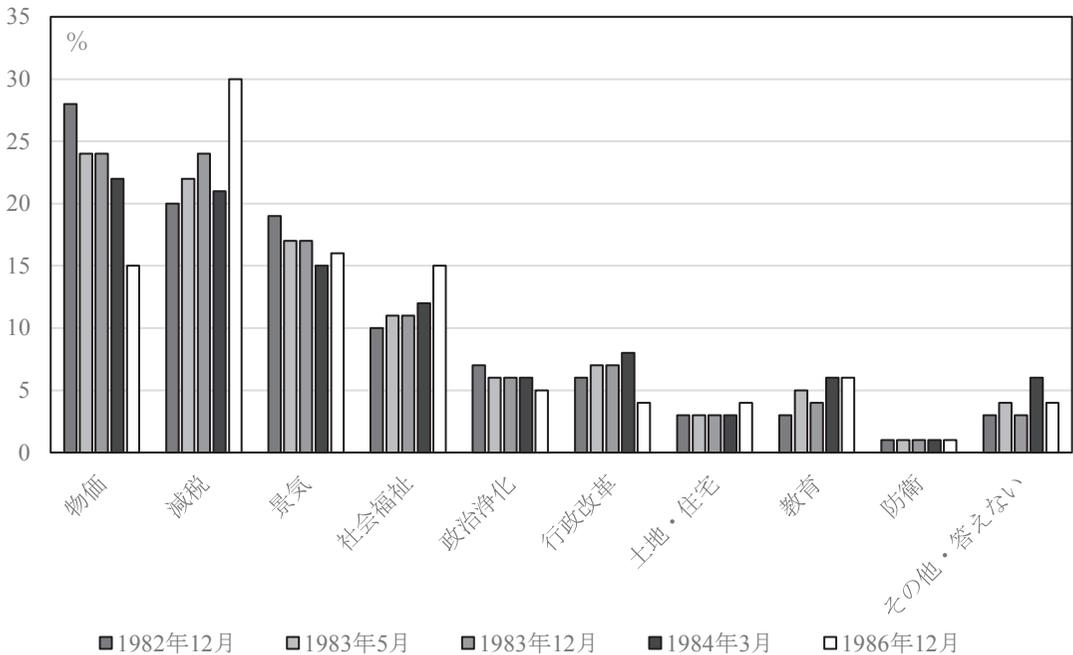


図3 政府に一番やってほしいこと (朝日新聞世論調査より作成)

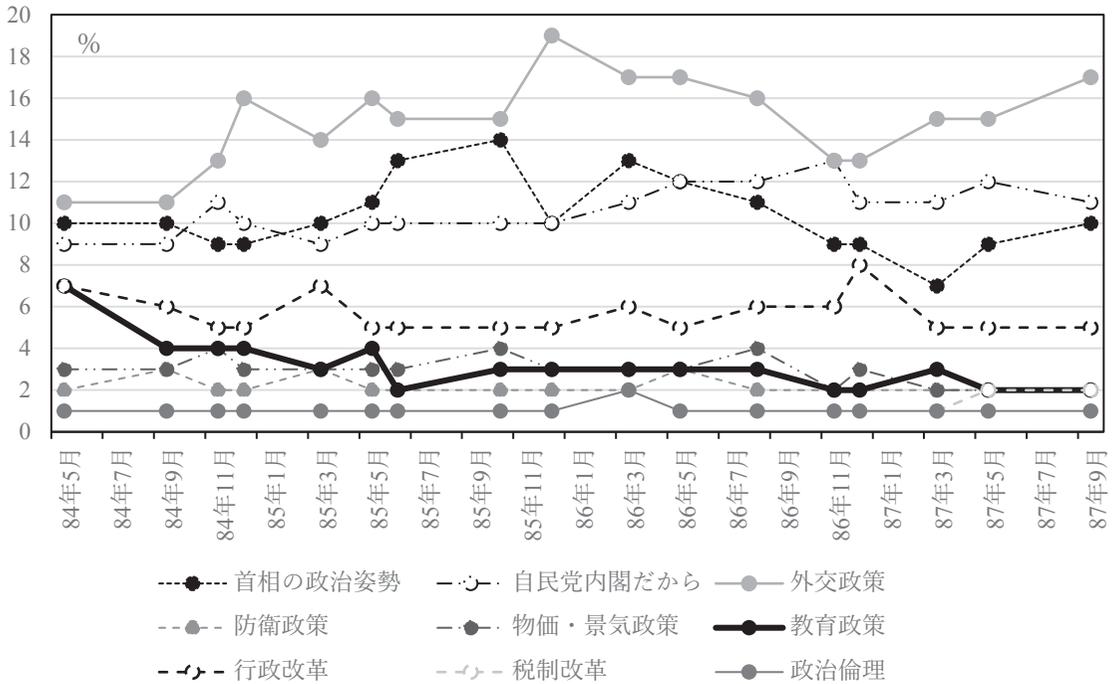


図4 中曽根内閣のよいところ (特にない、無回答を除く) (朝日新聞世論調査より作成)

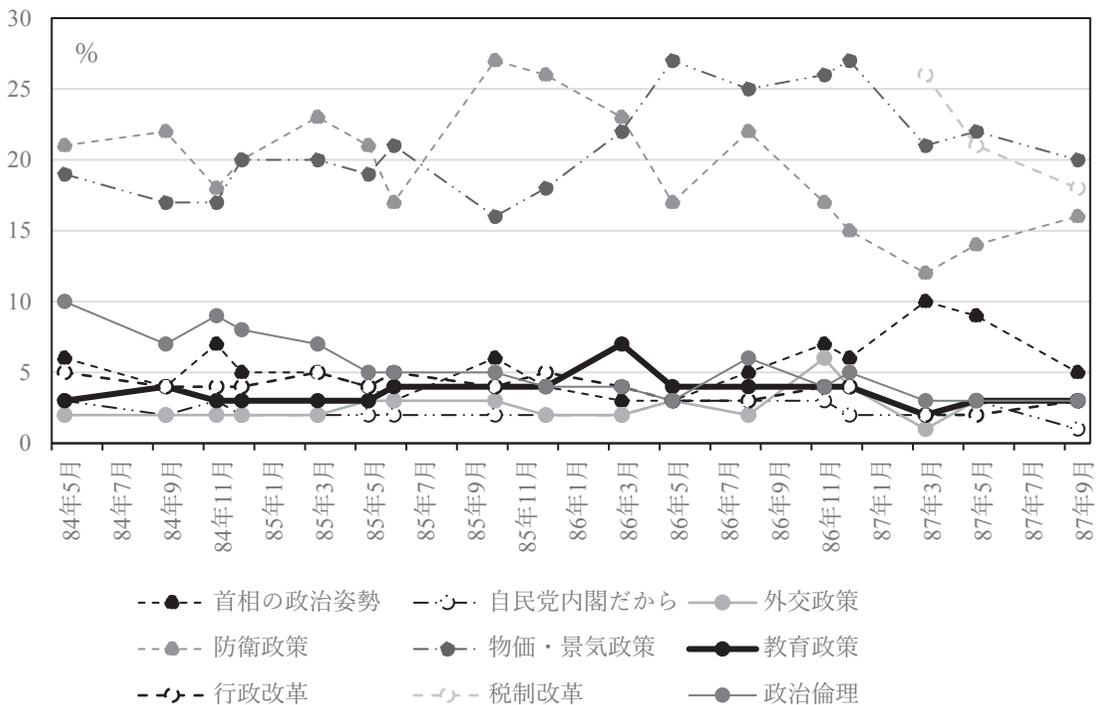


図5 中曽根内閣の悪いところ (特にない、無回答を除く) (朝日新聞世論調査より作成)

この調査結果によれば、中曽根内閣に国民が期待していたことは、「物価」「減税」「景気」といった経済政策や、「社会福祉」政策であり、「教育」に関しては相当優先度が低いことがわかる。中曽根が当初看板に掲げていた行政改革にしてもそれほど期待度が高かったとは言えない。この背景を考えると、例えば、この間の株価は1982年12月の日経平均株価（月次終値）は8016.7円で、1983年12月も9893.8円であるなど、第1次内閣の時点では不景気であった。その後、1984年12月に11542.6円、1985年12月に13113.3円と緩やかに景気回復し、1986年12月に18701.3円、退任直前の1987年9月には26010.9円¹¹を記録するため、こうした当初の不景気が経済政策を主に期待されていた要因であったと考えられる。

続いて、中曽根内閣のよいところ（図4）、悪いところ（図5）という調査結果もみている。これは、1984年5月以降の世論調査で質問されている^{12,13}。

中曽根内閣のよいところの上位に挙げられているのは、「外交政策」や「首相の政治姿勢」、「自民党内閣だから」、といったものであり、教育政策に関しては一貫してパーセンテージが低いことが見て取れる。また、悪いところに関しても教育政策に関しては一貫してパーセンテージが低く、反発が予想されるであろう防衛政策や、世論調査でも期待されていた物価・景気政策、税制改革が上位に上がる結果となっている。つまり、臨教審が活動していた期間には確かに中曽根政権の支持率は高いのだが、各種世論調査を見る限り、支持率の高さが教育改革に起因しているとは考えにくいといえる。

このように、臨教審を設置し、活動をしていた時期の第二次中曽根内閣の時期には、自民党単独で政権を安定的に維持できるような状況ではなかったし、教育改革によって支持率が回復できるかといえば、そうとも言い切れないという状況であったことがわかる。つまり、中曽根がどれほど強く教育改革に対しての思いを持ち、臨調方式の教育版とみなされる臨教審を行おうとしていたとしても、党内外の政治状況を考慮せず無理に臨教審を設置しようとすれば、党内外からの反発によって政権・国会運営が袋小路に陥る可能性があったともいえる。

ここで再び、臨教審の設置にあたっての政治過程を研究することの意義が確認できよう。

3. 臨教審の設置にあたって、いつ、何が起きていたのか

それでは臨教審の設置にあたって、いつ、何が起きていたのだろうか。新聞記事を追って行くと、中曽根首相（当時）は、1984年年初までは中教審において教育改革を進めると取材に答えていたことがわかる。ならば中曽根首相は、いつ、どの時点で教育臨調方式＝臨教審の設置に傾き、それを誰に伝えていたのか。本節ではこの点について、新聞記事や新聞記者による臨教審に関する書籍から描き出していく。

3-1. なぜ教育改革に着手しようとしたのか

そもそも、なぜ中曽根首相は教育改革を政治課題として掲げたのだろうか。当時の世論は教育改革への要求が必ずしも高かったとは言えないことは既に論じた。その意味でも、もちろん中曽根の個人的選好や政治的信条ということが回答となるのであろうが、ここではもう少し具体的に、中曽根の回顧録からこの点について考えてみることから議論を進めたい。

中曽根の政権構想には、首班指名（1982年11月）以前から教育改革（特に学制の自由化）が含まれており¹⁴、行革、規制解除、経済開放に続き、教育改革、税制改革という順に諸改革に着手する計画であったようである¹⁵。このことは、中曽根が雑誌への寄稿論文でも次のように述べていたことから裏付けられる。すなわち「私は第二臨調の次に必要なものは“教育大臨調”だと考えている。文部省の中教審程度のスケールの小さい技術論ではなく、教育の基本的なあり方まで掘り下げるような教育大改革があつてしかるべきだと思う。行革はいわばその精神的な先駆でもある」¹⁶。このように教育臨調の構想は、中曽根が首相になる以前から持っていた構想であったし、それは行革の次に行われるものという位置づけであったようだ。

臨教審について中曽根が語っている部分でも、中曽根の政権構想の中に教育改革が含まれていたことが語られている。

中曽根（中略）それで、「増税なき財政再建」という目標に向かって一生懸命やって、行政改革がある程度成功し、財政改革がある程度進んだところで、今度は教育改革だということになったわけです。ただ、それを言い出したのは、少し前の八三年一二月の総選挙のときでした。

なぜそういうことをいいはじめたかといいますと、二度のオイル・ショックでリストラをやって、会社も変わり、労働組合も変わってきた。そして行政改革も受容されて、人事院勧告も凍結する、あるいは補助金もカットする、そういう困窮に堪えてきた。それによって社会規律、労働規律に対する意識が変わり、組合の意識も変わってきたわけです。そして国民も行政改革を受容するということまで精神的に成熟してきた。ここまでくれば教育改革もやれると考えたわけです。（中曽根、1996年、538頁）

ここではやはり中曽根が、行政改革がある程度成功し、財政改革もある程度進んだので、「ここまでくれば教育改革もやれる」と考え、教育改革に着手したことが語られている。つまり、中曽根にとって、行革をやってから教育改革をするという順序は、ある程度は中曽根の政権運営計画に沿った工程表通りであった、ということになる。

それでは、上記の引用にもある83年12月の総選挙から中曽根はどのように教育改革を企図し、具体化しようとしていったのか。そして、こうした中曽根の工程表通りの手順が当時の政治状況の中でどう捉えられたかを検討していくことにしよう。

3-2. 中教審路線を模索した時期

既述のとおり、1983年11月28日、行革関連法案等の成立後、10月12日の田中判決以来混迷していた政局の安定化を図るべく、衆議院に野党4党から内閣不信任案が上程され、これを受け中曽根は衆議院を解散した。その直後の取材に対し中曽根は「行革関連法が成立したことで、行革の成果を問う行革解散だ。減税、物価、景気対策、教育制度改革を訴えたい」

と述べており¹⁷、少なくともこの時点から教育制度改革が課題として公式に表明されている。その後、12月1日の報道¹⁸によれば、「中曽根首相は（11月、括弧内筆者）三十日夕、首相官邸に、文部省の佐野文一郎事務次官を呼び、教育改革の取り組み状況について報告を受けた」とあり、12月2日には、中曽根首相は、同日の閣議後、首相官邸で瀬戸山文相（当時）¹⁹に対しても教育改革を指示するとある。このうち12月1日の記事は「首相は総選挙対策として、教育改革を重視する姿勢を打ち出している」と結ばれており、選挙対策として打ち出したものと評価されているが、選挙期間中から積極的に文部省に対し教育改革への働きかけを行っていたことが重要である。

12月7日には、中曽根は、午前9時15分から遊説先の大阪のホテルにて教育改革への考えについて会見を行った。報道によると、その方法については、年明けに発足する予定の第14期中教審に「6・3・3制」全般の再検討を諮問し、臨時行政調査会の方式に倣って、随時、中間答申を受ける形でできるものから改革を進めていくとし、「首相は教育改革に取り組む理由について『（首相就任時の）一年前からやろうと思ってきた。行政改革が軌道にのったので、次に教育改革を取り上げることにした』と強調。これまでの中教審答申や瀬戸山文相ら文部省当局の考え方、自民党の構想などを踏まえて、首相自身の私的諮問機関である『文化と教育に関する懇談会』で改革理念を練り上げてきたことをあげ『こうした準備のうえで、選挙で国民に訴えるのが民主主義の正攻法だ』と述べ²⁰た。この記事から明らかなように、中曽根は選挙を通じて自らの教育改革に正統性を付与しようとしていた。また、臨調方式を教育改革に導入しようという考えもあったようであるが、基本的には、その方法は中教審を活用していく方向であったのである。なお、文部省もこうした状況に対し、翌12月8日には、中曽根の意向に答える形で、文部省は偏差値偏重の是正を求める事務次官通知を出しているが、首相の指示による急造のため内容的にもお座なりであると評されている²¹。

さらに12月10日夕方には、遊説先の鹿児島で開いた会見で、中曽根は、教育改革について「七つの構想」を表明する。この七つの構想とは、①6・3・3・

4 制の学制改革、②偏差値依存の進路指導の是正、③大学入試制度の改善、④社会奉仕活動などの重視、⑤情報教育の充実、⑥大学の国際化の推進、⑦教員の資質向上であり、この会見で10日朝に、瀬戸山文相に対し、この構想に沿って改革案を検討するよう改めて指示したことも明らかにした。さらに記事では、選挙で自民党が勝った場合には、この構想に基づいて教育改革を進める意向を強調したこと、必要な財政負担については「ある程度中長期の時間がかかると考えられ、その間に財政問題などの調整を行いたい」こと、「中央教育審議会での検討もあり、政府・自民党として、改革の要点について希望を述べるにとどめておく。中教審委員の構成や審議に要する時間などは文部省と中教審にまかせたい」との発言があったことが報じられている²²。

だが、既述のとおり、12月18日に施行された総選挙の結果、自民党は単独過半数割れの敗北を喫する。落選者には宮崎3区から立候補していた瀬戸山文相も含まれる。これにより、中曽根は一転して、慎重な政権運営を求められる状況となった。翌12月19日の時点で、政界再編を睨み野党が動きを見せており、民社党などは、自民党側から連携工作があれば、政策の一致を条件に応じるとの意欲を見せている²³。一方、同日の記者会見で中曽根は、国民の批判を受けて、国会は話し合い路線に転換することを表明している²⁴。こうした状況で、12月27日に、新自由クラブを連立与党に、自民党初の「連立政権」として第2次中曽根内閣は発足するに至った。

さて、教育改革に関してであるが、中曽根は、第2次内閣発足時の12月27日の会見でも、中教審で行う方針²⁵を、12月28日の政務次官会議では「六・三・三・四制の教育改革についてはできれば来年一月から文部省で着手してほしい」とそれぞれ述べている²⁷。そして、1月4日の新年会見では「教育改革では、一月中に中央教育審議会に諮問したい。必要なら中間答申を求めてできることから実行する」²⁸、翌5日の経済四団体の祝賀会では「六・三・三・四制改革などの大筋の構想や手順を文部省でまとめ、十五日までに首相に報告するよう森文相に指示していることを明らかにした」²⁹などと報じられていように、当初は中教審を用いて教育改革を進めていく方針を表

明していた。

3-3. 教育臨調方式の浮上

ところが、1月上旬頃までは公式には中教審で議論する方向で動いていたものの、1月9日頃より中曽根は文部省ではなく、首相直属機関の設置を模索し始めたようである。

1月9日の出来事について、当時の読売新聞の報道によると、森文相が「首相官邸に中曽根首相を訪れ、文部省の教育改革への取り組みを説明するとともに、先に首相が、『第十四期中央教育審議会（文相の諮問機関）を一月中に発足させ、学制改革を諮問する』と述べたことについて、」「発足時期の延長を申し入れた。文相は、その理由として、委員の人選問題を挙げ、「これに対し、首相は、『よく分かった。藤波官房長官と相談しながら、得心のいく線で作ってほしい。私は後押しをする』と了承した。このため、第十四期中教審の発足は、当初予定していた一月下旬から二月にずれ込むことになった。」（読売新聞、1月10日朝刊）とあり、この会談では、審議機関は中教審のままで、審議開始時期が遅れることになっただけのような報道のされ方をしている。しかし、当時朝日新聞の記者であった大森は、1月9日の出来事について、次のように記述している。

ところが、その年の一月九日、首相は文相を呼び、満を持していたように「首相の直属機関」による教育改革の審議を強く求めた。「戦後政治の総決算を行うべきだ。そのために行政改革、財政改革に加えて、教育改革の機は熟している。内閣全体として取り組む必要がある」というのが首相の説明だった。（32頁）

また、当時読売新聞の記者であった石山も「佐野（文一郎）が森喜朗文相から『中曽根首相は中教審でなく、どうも首相直属の機関で教育改革をやりたいがっているようだ』と耳打ちされたのは、一月九日だった、と言われる」（27頁）と記述している。

こうしたことから、教育臨調方式の構想が浮上し、そのことを中曽根が周囲に打ち明けたのは、どうやら1月上旬のこのようである。ただし、この時点で

は首相はまだ公には中教審を選択肢とするかのようにも振る舞っている³⁰。

そして、1月17日午後に行われた野党との党首会談が重要な転機となった可能性がある。このことは次のように報じられた。

党首会談の中で、民社党の佐々木委員長は、問題となっている教育改革を進めるために教育臨調を設けるよう提案、また、公明党の竹入委員長も、教育改革については中央教育審議会答申前に、政府としての改革案をまとめるよう求めた。(読売新聞、1月18日朝刊)

中曽根首相は十七日夜、党首会談で民社党が提案した教育臨調構想について、首相官邸で記者団の質問に答え「よく検討してみる。今日、そういう話があったので、よく勉強してみる」と述べた。さらに記者団が、教育臨調をつくると決めたわけではないのか、とたずねたのに対し、首相は「いや、まだだ。検討してみる」と答えた。(朝日新聞、1月18日朝刊)

この会談において、公明党からは中教審答申の前に政府としての教育改革案を検討するよう求められ、そして、民社党からは「教育臨調」の構想を提案されている³¹。これに対し、中曽根は、前向きに検討する姿勢を示したが、1月17日の時点では、教育臨調の構想について決断をせず、未だに中教審で教育改革の議論を進める可能性を残すような発言をしていた。

また、同日の日経新聞では、公明党委員長の竹入と中曽根首相との会談内容について、次のように報じられている。

〈竹入公明党委員長との会談〉(中略) また教育改革のために、機関を設けて早急に改革に着手する必要性を強調した。(日本経済新聞、1月18日朝刊)

読売、朝日の報道では述べられていなかったが、どうやら公明党もまた、中教審ではない教育改革に関する新機関の設置を中曽根に求めていることがこの

記事からは読み取れよう。また、1月19日の読売新聞の記事には次のような言及もある。「公明党は、19日の中執委で、教育改革推進本部(本部長・浅井副委員長)の設置を決め、中曽根内閣の積極姿勢に対応し、本格的に教育改革に取り組むことになった」(読売新聞、1月20日朝刊)。この記事からは、1月17日の会談で公明党が中曽根に新機関の設置を求めると共に、1月19日には公明党自身でも、教育改革を目指した話し合いを進めて行く姿勢を表明したということになる。

こうした民社党や公明党の申し出や動きは、中曽根にとっては「渡りに船」であったろう。つまり、こうした新聞報道からは、1月上旬の時点で中曽根は教育改革に関する首相直属の機関の検討を念頭に置き始め、それを森文相に「耳打ち」するようになったが、その構想を打出すには至らなかった、しかし1月17日の民社党、公明党との会談で、教育改革に関する首相直属の機関の設置に弾みをつけた、という経緯があったとわかる。ただし、民社党、公明党の新機関の設置を求める発言が、事前に中曽根との間でやり取りがあったためになされたものなのか、偶然、中曽根の意向と一致したのかは定かではない。

いずれにせよ民社・公明の両党から申し出があったことは、次のような観点からも中曽根にとっては「好都合」であったと考えられる。先述のように、全511議席の衆院で、自民・新自由クラブの会派(自由民主党・新自由国民連合)のみでは267議席にとどまる。しかし、公明党と民社党の協力を取り付けることができれば、公明の会派(公明党・国民会議)59議席と民社の会派(民社党・国民連合)39議席を加えた365議席が、自民党側の勢力となりうる。これは、参議院において否決された法案を衆議院において再可決も可能な3分の2(341議席)を押さえることを意味する。したがって、首相にとっては、公明・民社両党が教育改革に関してだけでなく、教育臨調＝臨教審の方針を申し出てきたことは、対話路線で教育改革に真剣に取り組む姿勢を打ち出すことができる上に、衆議院での安定的な勢力確保ができるという意味を持つのである。

実際、2月4日に仙台市で記者会見した中曽根首相は「会見の中で、教育臨調の設置を決めた経緯につい

1984年1月の臨教審設置の決定に至る経緯の再検討

て『今年の初めには、中教審だけで（教育改革を）やるかという考えがあった。その後、野党党首と会談した時に、中道の党首から、中教審よりスケールが広く、高い立場に立った審議会を設けたらどうかとの提案があった』と述べ、こうした意見を参考にしながら、国民的な立場から教育改革を検討する首相直属の機関を総理府に設置、臨調と同様の幅広い審議機関を設けるとの考えを表明」（読売新聞、2月5日朝刊）しており、臨教審の設置が野党の働きかけを受けたものであることを強調する態度をとるようになる。

3-4. 教育臨調の表明

こうした経緯を経て、党首会談の10日後の1月27日に、総理直属の臨調方式を採用することが公式に表明された³²。しかし、新聞報道を丹念に見ていくと、ここまでも垣間見えるように、公表の直前の時点まで、中教審を中心として教育改革の議論を模索するかのような動きを残していた。

1月24日の読売新聞朝刊の記事によると、2月6日に予定されている再開国会での首相の施政方針演説の骨格が23日に固まり、「教育改革については、六・三・三・四制見直しを中心とする諸課題を中央教育審議会に諮問、わが国教育制度の大胆な改革に本格的に取り組む考えを重ねて表明する。」と報じられている。また、1月27日読売新聞朝刊の、藤波官房長官へのインタビューには次のような箇所がある。

——行政改革や教育改革への取り組みは。

長官 中途半端はいけない。計画を決めたら思い切って実行します。教育改革は、中教審を中心にして取り組んでいくが、従来のように、中教審を開いて二年間審議してもらい、それから——というようなことでは済まない。それほど教育改革への国民の願いが高まっているんです。国民の声をどう集約し、改革案をまとめ、どう実行していくかを、いま文部省で詰めています。国会再開までには、その手順を決めたいと思っています。

このインタビューがいつの時点で行われたものなのかは判然としないが、このインタビュー記事から

は中教審を主体に審議を行うかのような態度であったことがわかる。

しかし、同じ1月27日の朝日新聞朝刊は、1面で次のように報じている。

政府は二十六日、中曽根内閣が最重要課題として掲げている教育改革について、文相の諮問機関である中央教育審議会とは別に、新しい機関を発足させ、具体策を検討させる方針を決めた。政府筋や文部省首脳が同日、明らかにしたもので、再開国会には同機関設置のための法案を提出する運びだ。

新機関は、名称はともかく行政改革での臨時行政調査会と同様の“教育臨調”の性格を持つことになろう。中曽根首相は同機関を首相直属とし、事務局を文部省にしたい意向だが、具体的には二十七日、首相と森文相が会談し煮詰める。

文部省は当初、次期中教審に六・三・三・四制の学制見直しを中心とする教育改革問題を諮問する方針だった。しかし、事実上の“教育臨調”スタートとなったのは、首相の強い意向が働いたためだ。

このように、朝日新聞は教育臨調が総理の意向により設置されることになったとスクープしている。こうした異なる姿勢を伝える記事が同時に現れた1月27日午前の閣議後に記者会見が行われ、同日の読売新聞夕刊には次のような記事が掲載されている。

「学制改革へ教育臨調を検討」

森文相は、二十七日の閣議後の記者会見で、中曽根内閣が重要課題として掲げている教育改革を進めるために、中教審とは別に、行政改革における第二臨調的な“教育臨調”ともいえる新しい機関を近く発足させることを検討していることを明らかにした。

文相は、新機関について、「首相が諮問して文相の責任でやって欲しいと首相は考えているようだ」と述べ、首相直属とし、事務局を文部省に置く意向であることを示した。

また、文相は「（新機関の設置には）法律改正

の問題もあるのでもう少し詰めたい」と述べ、文相としての考えをまとめ、来週早々にも首相と会談し最終決定することを明らかにした。

文部省は、次期中教審に六・三・三・四制の学制改革を諮問する方針だったが、新機関が発足すれば、中教審の活動は当分の間、開店休業となりそうだ。(読売新聞、1月27日夕刊)

こうして教育改革は臨調方式によることが公式に表明されるに至った。ここでは、「教育臨調」の方式として、首相が諮問し、文相がその議論の責任を持つと共に、事務局を文部省に置くという形が模索されていたことがわかる。この方式をとることで、中教審の活動は当面の間ストップするが、文部省関係者を事務局に置くことで、従来の中教審による議論を踏まえた議論をするという方針を、文教族や文部省に納得させようとしたのではないだろうか。結果的に、ここでいわれている様な教育臨調は臨教審となり、事務局は総理府に置かれるが、文部省が事務局の実質的な権限(庶務権)を掌握するという方式³³に落ち着いたようである。

3-5. 教育臨調方式へ

その後、教育臨調方式を文教族に了承させたのは、1月30日のことであつた。それは朝日、読売の1月31日朝刊から明らかである。この報道の中には興味深い記述がみられる。

中曽根首相は三十日午後、首相官邸に坂田道太元文相を招き、教育改革について文相の諮問機関である中央教育審議会とは別に首相直属の新しい審議機関を発足させ、具体策の検討に入る方針を説明「国民的合意の上で立って慎重に進めたい」と協力を要請した。これに対し坂田氏は「自民党だけでなく複数政党から支持されなければ成果は難しい。文部省を中心に、自民党の各機関とよく相談しながら進めてほしい。とくに、新機関の人選は大事だ」と述べた。(朝日新聞、1月31日朝刊)

この記述から、最終的には中曽根首相と坂田道太

が会談をしたことによって、文教族を教育臨調に同意させたことが読み取れる。ここで重要なのは、坂田氏が「複数政党からの支持」を取り付ける様、中曽根首相に意見していること、そして「複数政党からの支持」を集め、この審議会の成果を得るためには委員の人選が重要であると述べていることである。実際に、1月17日の会談では、教育改革の議論をするための新機関の設置を進言していた公明党も、2月3日の新聞報道では「『教育の中立性の点で重大な疑義がある』と消極的な姿勢」に転じている³⁴ことから、坂田氏の発言はこうした公明党の動きに配慮した発言の可能性はある。

1月31日には、連立を組んだ新自由クラブと中曽根首相が会談し、教育臨調を設置すること、その審議会の設置のために法律をつくりたいという意向を諒承させた³⁵。同日には、自民党の文教部会と文教制度調査会が合同の幹事会を開き、教育臨調の構想を大筋で合意している³⁶。

こうした動きの中で、民社党は「教育臨調を新設し、教育制度を見直す…などを政府・自民党に要求して行く方針を確認」(読売新聞、2月2日夕刊)し、教育臨調に対して積極的な姿勢を表明している。他方で民社党は、「この(教育臨調の；括弧内筆者)ために、特に公明、社民連の中道政党と連携を強めていくとしている」(読売新聞、2月2日夕刊)とも表明している。このことから民社党は、教育臨調に対して積極的に望むと共に、公明党や社民連に対して教育臨調の構想に乗るよう、働きかけるような動きをしていた可能性がある。

このようにして、教育臨調の構想は自民党文教族の合意を取り付けるとともに、民社党の積極姿勢の中で、設置に向けて具体的に動き出すこととなった。

4. 結論と今後の課題

以上ここまで述べてきた知見から、本稿の具体的な課題である、①いつ臨教審を発足しようと決め、動き出したのか、②その要因は何か、に回答していく。

まず、①については今まで見てきたように、中曽根首相は1984年年初までは中教審で教育改革の議論を進めると表明していた。しかし、年が明けた1984年

1月9日ころから教育臨調の方式を周囲に述べるようになり、1月17日の民社党、公明党との会談を皮切りに、教育臨調方式の模索と文教族の説得を始めた。その後、1月27日の閣議後に教育臨調方式によることが公式に表明され、1月30日・31日にかけて、自民党文教族、連立与党である新自由クラブの了承を取り付けた。こうした経過を辿って臨教審は動き始めたことが明らかになった。

また、②については次のように回答できる。総選挙での敗北のために、中曽根首相は国会運営においては野党との協調路線を取らざるを得なかった。そのため、民社党と公明党が1984年1月17日に提案してきた「教育改革のための新審議会の設置」構想は、自らの求める教育改革の実効性を高めるという点でも、野党との協調路線を取るという意味でも好都合であった。実際、2月の記者会見では中曽根は野党の提案により臨調方式を選択するに至ったという発言を行っている。加えて、野党との協調路線を盾にすれば、自民党文教族の反発を抑えられる可能性も十分にあったのだろう。事実、1月30日の坂田道太との会談では、坂田が自ら「複数政党の支持」という発言をしているように、当時の自民党にとっては野党と強調しながら国会運営をしていかざるを得なかった。そのため、文教族も中教審による議論を望みながらも、教育臨調方式を無碍にすることも出来なかったのだろう。こうした自民党を取り巻く情勢、特に野党との関係によって、臨教審の設置が具体的に浮上し、実現しえたといえる。

以上が上記2つの問いに対する回答である。そして、本稿で明らかにした中曽根の教育改革に関する意向と当時の政治状況を整理すると次のような考察も可能である。それは、中曽根が当初、優先的に意識していたのは審議機関自体のあり方というよりは、改革の迅速な着手であったのではないだろうか、というものである。

そもそも中曽根は政権の座に着く前から「教育改革」を行うという工程表を持っていた。これに則って、中曽根は「教育改革」の正統性を得るため総選挙で訴えることになった。この時の発言の様子からは、選挙で勝った場合にはそのまま中教審で改革を行うという姿勢が見える(3-2.)。しかし、世論に対しては、

報道から分かるように批判をかわすための選挙対策という印象付けしかできず、選挙でも敗北してしまう。それでも中曽根は、1月初旬までは「1月中の中教審への諮問」を目指す(3-2.)ともあるように積極的に改革を開始したい意向を表明し続けている。こうした改革の迅速性を意識している点は、中教審に諮問した場合でも、中間答申によりできるところから実施する(首相、84年1月4日の会見)、従来のやり方では問題という趣旨の発言(官房長官、読売新聞1月27日朝刊インタビュー)にも合致する。ところが、中曽根が周囲に首相直属方式の採用の意向を伝えたとされる1月9日に、中教審もすぐには発足しえないことが文相から伝えられるに及んで、中教審を用いることの魅力が低下したと考えられる。

上記のように考えれば、中曽根が首相直属の審議機関を初めから構想していたにもかかわらず、正式に表明するまでの間、教育臨調構想を口にすることを注意深く避けていた理由も推測できる。つまり中曽根は、中教審の利用もある程度視野に入れていた、もしくは、中教審と並行して行う可能性も残していた可能性があるということである。

そして、こうして中教審の魅力が低下する中での野党との会談が持ち得た意味は大きい。もしも民社党や公明党との会談がなければ、臨教審の構想自体が中曽根首相のアイディアのまま、実現しなかったかもしれない。また首相直属の審議会実現に向けて文教族をうまく説得したとしても、中教審の議論を止めてまで行われるような審議会とはなり得なかった可能性がある。ただし、こうした臨教審案に変更することは、文部省からして見れば梯子を外された形になる。そこで、首相は文部省への配慮として、事務局を文部省主体とすることで対応した可能性も考えられるのである。

先行研究において大森(1984)が指摘するように、中曽根首相はメディアへの回答としては一貫して自身の意向による「教育改革」を挙げていた。しかし、本稿のこうした知見は、臨教審の設置過程において中道政党(野党)の役割が重要な意味を持ちえたことを示す点で、先行研究に対し新たな知見を提供している。これまで、日本における教育政策過程を扱った議論は、文部省対日教組あるいは自民党対社会党と

いう保革対立を下敷きにした図式を念頭に語られてきたきらいがある。これを政治的に捉えると、この図式では、暗黙のうちに二大政党制であるかのような想定のもとに議論を展開し、結果的にその他の政党の存在を捨象してしまうことになる。だが、現実の1970年代から80年代の日本は、中道政党が議会において一定の存在感を示す多党制の状況があった。すなわち、この時期には、公明党と民社党の両党が、社会党と手を組む社公民路線（主に70年代）と、自民党と手を組む自公民路線（80年代）とそれぞれ称される、中道政党がキャスティングボートを握る政治状況があった。臨教審とは、本論の分析で扱ったように、教育政策の領域においてまさにそうした政治状況を示した一事例である。このような意味で、この時期の教育政策過程を論じる上では、自社両党のみならず、中道政党がどのような政策選好を有していたのか議論を行う必要がある。この点に本稿の知見の有する意義が見出される。

加えて、臨教審の設置をより大きな視点で見れば、上記のような保革対立の図式として語られてきた戦後教育政策の形成過程が、こうした中道政党の参画をはじめ、臨教審によって、結果的に従来の教育政策決定の枠組みから変容する契機となったとも評価できよう。つまり、臨教審の設置の過程で、従来、参画できていなかったアクターの参入を可能としたことで、教育政策のアリーナ再編が起り、教育政策の対立図式が明確に変わる契機となった可能性があることが示唆される。

とはいえ、臨教審の成果については、中曽根首相自身が回顧録において臨教審は失敗だったと振り返っているように³⁷、中曽根首相の思惑通りには進まなかった。本稿で見てきたように、中曽根首相は中教審による審議から教育臨調による議論へと翻意したわけであるが、その結果、臨教審設置法の審議に時間がかかり（1984年8月7日によりやく成立）、臨教審の第一回総会が開かれたのは9月5日となってしまったように、スピード感は失われることとなった。また、真柄（2008）が指摘している様に、庶務権を実質的には文部省に掌握されたことによって、審議が文部省ペースになったともいわれている。さらに、一般に言われている様に、第一部会と第三部会が対立したこ

とにより、「教育の自由化」路線は「個性尊重の原則」に置き換えられていった。

しかしながら臨教審については、グラデーションはあるものの、その後の教育政策や教育改革の流れに大きな影響を与えたという評価もある³⁸。こうした臨教審に対する様々な評価を再検討し、そこに登場する様々なアクターの思惑に気を配りながら、臨教審の部会の設置や委員の選任、臨教審の内部議論などで何が起きていたのかを明らかにすると共に、臨教審がどのようにして教育政策のアリーナを変容させたのかについて、より詳細な研究が求められる。

折しも中曽根首相の活動記録が国立国会図書館憲政資料室へ寄贈されることが2018年7月23日に報道³⁹され、本稿が考察することができなかった期間の中曽根首相の動向が明らかにできる日は近いことがわかった。また、武蔵野大学の藤田裕介が、臨教審事務局で事務局次長を務めていた齋藤諱淳氏の私文書の目録化を終えており⁴⁰、こうした私文書が開示される日も近いだろう。

こうした中曽根首相の活動記録やそのほかの一次資料を用いて、臨教審の設置過程や臨教審の活動の中で何が起きていたのかを明らかにする一連の検証作業を、今後の課題としたい。

註

¹ Shoppa1991, pp.98-100

² 新自由クラブとは1976年に自民党から離党した河野洋平や西岡武夫らが作った超党派の政策集団である。1986年には自民党へ合流した。新自由クラブには西岡武夫や有田一寿（臨教審の第三部会長）のように、文教政策や臨教審において重要な役割を果たした議員が所属していた。

³ 大森 1987、29-31頁

⁴ 例えば、『中曽根内閣史』（1995）や『臨教審総覧 上、下』（1987）等の一次資料や、渡辺翁『臨時教育審議会-その提言と教育改革の展開-』（2006）等。国立公文書館には臨教審に関する多くの一次資料が保管されているが、その多くが未だ「要審査」の状態である。国立公文書館資料に関しては現在、開示請求を行っているところである。

1984年1月の臨教審設置の決定に至る経緯の再検討

⁵ 例えば、日本教育法学会年報『「臨教審」教育改革と教育法』（1986）や『国民教育』などの雑誌論文など。多くの論考があり、いずれも興味深い。臨教審設置法以前の議論は管見の限り見当たらない。

⁶ 高橋（2010）。

⁷ 「昭和五十八年分の所得税の臨時特例等に関する法律」、及び「個人の住民税に係る地方税法の臨時特例に関する法律」のこと。

⁸ ただし1983年11月28日の衆院解散の時点で、参院では252議席中135議席（過半数127）を自民党がおさえていた（朝日新聞1983年11月29日朝刊1頁）ため、造反が出ない限りは参院で否決される可能性は低い。

⁹ 第2次内閣は1983年12月27日～1984年11月、第2次1次改造内閣は1984年11月～1985年12月、第2次2次改造内閣は1985年12月～1986年7月である。

¹⁰ 1986年7月6日施行。この日は第14回参議院議員通常選挙も実施された。これは1980年6月に次ぐ2回目の衆参同時選挙であり、自民党が大勝を収めた。

¹¹ 日経平均プロフィール-日経の指数公式サイト- ヒストリカルデータ

<https://indexes.nikkei.co.jp/nkave/archives/data?list=monthly>（最終アクセス日：2018年2月1日）

¹² 図2に用いた読売の世論調査は、中曽根内閣期を通じて、ほぼ毎月実施されていたが、朝日の世論調査は2～3ヶ月に1度での不定期実施となっている。

¹³ 回答選択肢のうち「税制改革」は1987年3月調査から設定されている。

¹⁴ 前掲 中曽根、353頁には、1982年10月10日の中曽根氏の日記が抜粋されており、そのなかの政権構想に学制の自由化が書き込まれている。

¹⁵ 前掲 中曽根、371頁。

¹⁶ 中曽根（1981）、6頁。

¹⁷ 朝日新聞1983年11月29日朝刊、1頁。

¹⁸ 朝日新聞1983年12月1日朝刊、2頁。

¹⁹ 朝日新聞1983年12月2日夕刊、2頁。

²⁰ 朝日新聞1983年12月7日夕刊、1頁。

²¹ 朝日新聞1983年12月9日朝刊、2頁。

²² 朝日新聞1983年12月11日朝刊、1頁。

²³ 朝日新聞1983年12月19日夕刊、2頁。

²⁴ 朝日新聞1983年12月20日朝刊、1頁。

²⁵ 朝日新聞1983年12月28日朝刊、2頁。首相会見の要旨に、「拙速でなく、民族や国家の将来を見ながら取り組むが、中教審や民間ですでに議論されており、公式日程に上げる段階に来ている。年明け早々には、6・3・3制の改革問題を中教審に諮問する」とある。

²⁶ 森文相も文部省内で会見を行い、「予算編成後に発足する次期中央教育審議会での検討だけでなく、幅広く国民から意見を聴きたい。いくつかの改革案がまとまった段階で、首相に報告し、臨調的な形で行革並みに内閣あげて取り組むようにしてもらおう」と述べている。（朝日新聞1983年12月28日朝刊、2頁。）

²⁷ 朝日新聞1983年12月29日朝刊、2頁。

²⁸ 朝日新聞1984年1月5日朝刊、1-2頁。

²⁹ 朝日新聞1984年1月6日朝刊、1頁。

³⁰ なお、『読売』の報道は1月10日の記事を最後に、『朝日』の報道も1月7日朝刊の「中教審への諮問は問題点を示す形で教育改革で政府首脳」を最後に、教育改革に関して、1月18日まで動向が報じられていない。この間に首相は何らかの動向を伺っていた可能性がある。

³¹ 日本経済新聞1984年1月18日朝刊でも、上記の内容が報じられている。

³² なお、2月2日の朝日新聞朝刊や、大森（1987）からは、1月24日の時点で文教族には首相が新しい審議機関設置を決意したことが報じられている。朝日新聞や大森（1987）、石山（1986）の記述によれば、この一報は予算折衝のために文部政務次官室に陣取っていた文教族（海部）に、文教族のドンであった稲葉修の電話で伝えられたようである。そのため、1月24日中に文部省内にもこの「新機関の構想」を中曽根首相が決意したことは伝わったものと考えられる。

³³ 事務局の権限に関しては、真柄（2008）に詳しい。

³⁴ この公明党の動きを、臨教審において公明党がキャスティングボートを握るためのしたたかな動きであったと捉えるべきなのか、それとも公明党は教育臨調についての姿勢で、一枚岩ではなかったと捉えるべきなのかは判然としない。しかし、1月中旬から2月初旬にかけて、公明党の発言に揺らぎがあったことは確かである。

また、発言の時期は不明であるが、公明党が文部省に対し非公式に、教育臨調には賛成できないと伝え

ていたとされている(朝日新聞、2月1日朝刊)。

³⁵ 朝日新聞、1984年2月1日朝刊。

³⁶ 読売新聞、1984年2月1日朝刊。

³⁷ 中曽根(1996)、539-540頁。

³⁸ ショッパ(2005)、6-7頁。

³⁹ 毎日新聞、2018年7月23日朝刊、28頁。

⁴⁰ 藤田裕介(2018)『武蔵野大学所蔵 齋藤諦淳旧蔵 臨教審関係資料目録』。

参考文献

荒井英次郎『教育政策オーラルヒストリー 樋口修資(元文部科学省スポーツ・青少年局長)』2013年、平成24年度文教協会研究助成報告書。

荒井英次郎『教育政策オーラルヒストリー 高石邦男(元文部事務次官)』2013年、平成24年度文教協会研究助成 成果報告書。

池田峻「中央政府の教育政策形成形式における二重性の検討——「教育の供給主体の多様化」政策の事例分析」『東京大学大学院教育学研究科教育行政学論叢』(36)、2016年、1-12頁。

石山茂利夫『文部官僚の逆襲』1986年、講談社。

大嶽秀夫『自由主義的改革の時代 一九八〇年代前期の日本政治』1994年、中央公論社

大森和夫『臨時教育審議会3年間の記録』1987年、光書房。

教育政策研究会編『臨教審総覧 上』1987年、第一法規。

教育政策研究会編『臨教審総覧 下』1987年、第一法規。

国民教育研究所編『国民教育 今教育改革に問われているもの 臨教審(一次・二次)答申を批判する』(68)、別冊、労働旬報社。

世界平和研究所編『中曽根内閣史 首相の一八〇六日 上』1996年、丸の内出版。

世界平和研究所編『中曽根内閣史 首相の一八〇六日 下』1996年、丸の内出版。

世界平和研究所編『中曽根内閣史 日々の挑戦』1996年、丸の内出版。

世界平和研究所編『中曽根内閣史 理念と政策』1996年、丸の内出版。

世界平和研究所編『中曽根内閣史 資料編』1996年、

丸の内出版。

高橋潤子「臨教審設置に影響を及ぼしたマスコミ報道に関する考察—「横浜事件」と「忠生中事件」を中心に—」日本マス・コミュニケーション学会・2010年度秋季研究発表会・研究発表論文、2010年。

永井憲一「臨時教育審議会法への疑問」『国民教育』(63)、1985年冬季号、労働旬報社、70-79頁。

中曽根康弘「行政改革の課題—延長線上に“教育大臨調”も—」『旬刊 新国策』(48)23、1981年8月15日号、国策研究会。

中曽根康弘『天地有情 五十年の戦後政治を語る』1996年、文藝春秋。

浪本勝平「文部行政の構造変化を通して——審議会を中心に」『日本教育政策学会年報』8、2001年、127-134頁。

日本教育法学会編『臨教審 教育改革と教育法』1986年、有斐閣。

平原春好「教育審議会の歴史からみた臨教審」『国民教育』(63)、1985年冬季号、労働旬報社、80-90頁。

真柄昭宏「中曽根政権の行政改革・教育改革・税制改革の成否を分けたもの—改革における事務局掌握の重要性—」CUC policy studies review 20、17-31頁、2008年。

三上昭彦「臨教審」発足後の“軌跡”と問題点『国民教育』(63)、1985年冬季号、労働旬報社、91-102頁。

森喜朗『日本政治のウラのウラ 証言・政界50年』2013年、講談社。

森田敏男「臨教審の『伝統・日本人の自覚』論批判」『国民教育』(67)、1986年春季号、労働旬報社。

山岸駿介「政治構造の変化と教育政策」『日本教育政策学会年報』8、2001年、110-117頁。

レオナード・J・ショッパ著 小川正人監訳『日本の教育政策過程 1970~80年代教育改革の政治システム』2005年、三省堂。

渡部菊『臨時教育審議会 その提言と教育改革の展開』2006年、日本図書センター。

Schoppa Leonard J., 1991, Zoku power and LDP power: A case study of the boku role in education policy, Journal of Japanese Studies 17(1):79-106